

遺体保管所等の営業等に関する法整備を求める意見書

近年、超高齢社会の進展と、都市部を中心とした核家族化の進行などにより、葬儀に対する国民の意識も多様化している。

このような社会状況の中、各地で遺体保管所等をめぐる紛争が報道されているが、本市においても住民が中心となってまちづくりを進めている低層住居が立ち並ぶ地域において、遺体保管所等の建築計画が持ち上がり、事業主と住民との間でトラブルが生じた。

本来、このような遺体保管等に関連した行為については、墓地、埋葬等に関する法律において規制されるべきであるが、何ら規定がなされていない。

今後、遺体保管所等のニーズの高まりが予想され、ますます同様の紛争が顕在化してくるものと思われる。

よって、本市議会は国に対し、生活環境の保全、都市の健全な発展及び調和のとれたまちづくりを推進するため、遺体保管所等の営業等に関する適切な法整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

千 葉 市 議 会

〔送付先〕 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長